

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

開成町長 様

申告者(納税義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号又は
法人番号

電話番号

地方税法附則第15条の9第1項～第3項及び地方税法附則第15条の9の2第1項～第3項に規定する耐震改修住宅に係る固定資産税の減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

対象家屋	所在地	開成町			
	家屋番号	番	種類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
	構造	造 葺 建			
	床面積	m ²	居住用床面積	m ²	
	建築年月日	S・H 年 月 日	登記年月日	S・H 年 月 日	
改修工事	改修完了年月日	R 年 月 日			
	改修費用	円			
改修工事完了後、3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由					
添付書類		<input type="checkbox"/> 現行の耐震基準に適合した耐震改修であることを証明する次のいずれかの書類 ・ 増改築等工事証明書 ・ 住宅耐震改修証明書 ・ 住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 工事領収書の写し <input type="checkbox"/> 長期優良住宅認定通知書の写し ※ 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合のみ。			

※ 固定資産税の減額が適用される住宅の要件等については、裏面をご覧ください。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

1. 減額の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること
- ② 令和6年3月31日までに実施された工事であること
- ③ 併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ④ 対象となる耐震改修工事の費用が50万円を超えること

2. 減税の内容

120㎡相当分を限度として、改修工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額の2分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額。

※ バリアフリー改修や省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません。

問合せ先

開成町 税務課 課税班

[受付時間] 平日8時30分～17時15分

電話 : 0465-84-0313(直通)

FAX : 0465-82-5234